

# 学 則

大村美容ファッション専門学校

# 大村美容ファッション専門学校 学則

## 第1章 総 則

第1条 本校は、美容、メイク、ファッションに関する専門知識と技術を訓練することを通じて、より高い人格形成を行い、優れた人材を養成することにより、社会に機能することを目的とする。

第2条 本校は、大村美容ファッション専門学校と称する。

第3条 本校は、福岡県福岡市中央区黒門2番6号に置く。

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況を自ら点検及び評価を行うものとする。

尚、同点検自己評価結果については、学校教育法の定めに則り、広く公開するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

3 本校は自己評価の結果を踏まえて、本校の保護者及びその他の学校関係者による評価を行い、その学校関係者評価の結果を、学校教育法・同施行規則の定めに則り、広く公開するものとする。

4 前項の評価の実施に際し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
美容専門課程	美容科	2年	120名	240名	昼間部
	トップスタイリスト科	2年	40名	80名	昼間部
	トップスタイリスト 専攻科	1年	40名	40名	昼間部
メイクアップ専門課程	メイクアップ科	2年	50名	100名	昼間部
ファッション専門課程	ファッション科	2年	50名	100名	昼間部
	ファッション クリエイター科	3年	20名	60名	昼間部
合 計			320名	620名	

2 本校の別科は次のとおりとする。

学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
美容通信科	3年	120名	360名	

3 別科の入学料、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。ただし、厚生労働省令等で定

める事項は除く。

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 美容通信科の面接授業は、次のとおりとし、いずれかによって受講する。

一 美容所の従業者にあつては、3月から4月の間の5日間と8月に12日間行う。

美容所の非従業者にあつては、1月から2月の間の12日間と5月から7月の間の21日間行う。

二 原則として週1日に実施をし、年間を通して42日以上行う。

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日・日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する日

三 夏季休業 約2週間～4週間

四 秋季休業 約5日間

五 冬季休業 約2週間～3週間

六 春季休業 約2週間～3週間

七 その他校長が定めた日

2. 前項一及び二については、カリキュラムの都合により授業を行うことがある。

3. 教育上必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、休業日を変更し、あるいは休業日に授業を行うことがある。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とし、卒業までに履修させる授業時数は、美容科及びトップスタイリスト科にあつては2010時間以上、トップスタイリスト専攻科にあつては900時間以上、メイクアップ科及びファッション科にあつては1800時間以上、ファッションクリエイター科にあつては2700時間以上、美容通信科のうち美容所の従業者である者にあつては300時間以上、美容所の非従業者にあつては600時間以上とする。尚、実務実習・インターンシップの実施に関し、必要な事項は別に定める。

3 美容通信科にあつては、通信養成を行う地域は主として、福岡県及び隣接する県（佐賀県、熊本県、大分県）とし、添削指導のための組織等については別表第2のとおりとする。尚、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。（委託業務の内容は教材の配本、通信授業及び添削指導）

4 それぞれの学科ごとに専門分野の企業・団体の役員または職員などからなる教育課程編成委員会を組織し、実践的な教育課程の編成に努める。同委員会について必要な事項は別に定める。

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、次のとおりとする。

- 一 美容科及びトップスタイリスト科については30時間をもって1単位とする。
- 二 トップスタイリスト専攻科、メイクアップ科、ファッション科、ファッションクリエイター科については、講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲をもって1単位、実験、実習、実技にあつては30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。
- 三 美容通信科においては、5時間をもって1単位とする。ただし、中卒者等に対する講習科目においては、35時間をもって1単位とする。

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、別に定める成績評価及び履修認定方法に基づき、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2（実習科目については5分の4）に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、9時30分から15時55分までとする。

第12条 本校に次の教職員を置く。

- 一 校長 1名
- 二 教員 30名以上（うち専任15名以上）
- 三 助手 若干名
- 四 事務職員 1名以上
- 五 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

#### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- 一 美容科及びトップスタイリスト科は、学校教育法第90条に規定する者（これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。）とする。
- 二 メイクアップ科、ファッション科及びファッションクリエイター科は、高校を卒業した者または、学校教育法施行規則第183条に規定する者とする。
- 三 トップスタイリスト専攻科は、本校美容専門課程トップスタイリスト科を卒業した者及びこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。
- 四 美容通信科は、主として福岡県及び隣接する県（佐賀県、熊本県、大分県）を住所としている者とする。

第14条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

- 一 専門課程は、4月とする。
- 二 美容通信科は、4月および10月とする。

第15条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- 一 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第26条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに申し出なければならない。
- 二 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 三 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から14日以内に第26条に定める入学金を添えて入学手続きをとられなければならない。
- 四 前号に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消す事がある。

第16条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると本校が認めた者について、選考の上、転入学を許可することができる。尚、美容科、トップスタイリスト科及び美容通信科においては、指定養成施設相互間においてのみ認める。

第17条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由により、30日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は以下の基準に基づいて課程修了の認定を行う。

一 専門課程

- ①この学則で定める必要な時間数を履修していること。
- ②教科科目の区分ごとに、その教科科目の3分の2以上（実習を伴う教科科目は5分の4以上）出席していること。
- ③学期末試験において、すべての科目が60点以上であること。  
ただし、試験による評価が困難な一部の科目については、履修認定の規定に沿う。

二 美容通信科

- ①この学則で定める必要な時間数を履修していること。
- ②公益社団法人日本理容美容教育センターへの各教科報告課題が全て提出され、且つ、評価が合格点以上（60点以上）であること。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第20条 前条により、下記の課程・学科を修了した者には専門士の称号を授与する。

課程名	学科名	告示・公示
衛生分野 美容専門課程	美容科	平成12年2月8日 新規告示 平成22年11月29日 変更告示 平成28年2月29日 変更告示
衛生分野 美容専門課程	トップスタイリスト科	平成27年2月19日 新規告示 平成28年2月29日 変更告示
衛生分野	メイクアップ科	平成27年2月19日 新規告示

メイクアップ専門課程		平成28年2月29日 変更告示 令和2年2月29日 変更公示
文化・教養分野 ファッション専門課程	ファッション科	平成22年11月29日 新規告示 平成23年12月22日 変更告示 平成28年2月29日 変更告示
文化・教養分野 ファッション専門課程	ファッションクリエイター科	平成27年2月19日 新規告示 平成28年2月29日 変更告示

第21条 生徒が長期休学その他の事由により所定の単位を習得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原学年に留め置くことがある。尚、留年は毎年次毎1回を限度とする。

第22条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他の科目等履修生に関する事項は別に定める。

第23条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

第24条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第25条 次の各号の一つ以上に該当する者には、退学を命ずることがある。

- 一 本校の教育理念に相反する行為があった者。
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- 三 正当な理由がなく出席が常でない者。
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第5章 入学金、授業料、その他

第26条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

学科名		科目	金額
美容専門課程 美容科	1学年	入学検定料	20,000
		入学金	200,000
		授業料	600,000
		施設費	200,000
	2学年	授業料	600,000
		施設費	200,000
美容専門課程 トップスタイリスト科	1学年	入学検定料	20,000
		入学金	200,000
		授業料	600,000
		施設費	250,000
	2学年	授業料	600,000
		施設費	350,000
美容専門課程 トップスタイリスト 専攻科	1学年	授業料	600,000
		施設費	350,000
メイクアップ専門課程 メイクアップ科	1学年	入学検定料	20,000
		入学金	200,000
		授業料	600,000
		施設費	200,000
	2学年	授業料	600,000
		施設費	200,000
ファッション専門課程 ファッション科	1学年	入学検定料	20,000
		入学金	200,000
		授業料	600,000
		施設費	200,000
	2学年	授業料	600,000
		施設費	200,000
ファッション専門課程 ファッション クリエイター科	1学年	入学検定料	20,000
		入学金	200,000
		授業料	600,000
		施設費	200,000
	2学年	授業料	600,000
		施設費	200,000
	3学年	授業料	600,000
		施設費	200,000

第27条 すでに納入した納付金は、原則として返還しない。

第28条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料その他の納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。  
ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

第29条 次の各号の一つに該当する者には、除籍することができる。

- 一 授業料その他の納付金を1カ月以上滞納した者
- 二 長期にわたり行方不明の者

第30条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第32条 この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
  - (1) 校納金の変更
- 3 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
  - (1) 専門課程美容研究科、専門課程メイク専科の設置
  - (2) 一般課程美容研究科の廃止
  - (3) 専門課程美容科、一般課程美容研究科の定員の変更
  - (4) 校納金の変更
  - (5) その他学科の設置、廃止に伴う下記事項の変更
    - ①カリキュラムの変更
    - ②教職員数の変更
    - ③学科の名称他文言の変更・追加
- 4 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
  - (1) 校納金の変更
  - (2) カリキュラムの変更、休業日の追加（土曜日）
- 5 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
  - (1) メイク専門課程メイク専科の修業年限を1年から2年に変更（専門士の称号を付与）
  - (2) その他、上記（1）によるカリキュラム及び文言の変更、追加
- 6 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
  - (1) 校納金の変更
- 7 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
  - (1) 美容師養成施設指定規則関係条文の改正
    - ①美容専門課程美容科の修業年限を1年から2年に変更、定員の変更
    - ②美容一般課程美容通信科の修業年限を2年から3年に変更、定員の変更
    - ③その他法律改正に伴う事項の変更
  - (2) 校納金の変更
- 8 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
  - (1) メイク専門課程メイク専科をメイクアップ専門課程メイクアップ専科に名称変更
  - (2) 別科にメイクアップ一般課程メイクアップ専科夜間部を設置
  - (3) 諸条文の整理
  - (4) 校納金の変更

- 9 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- (1) 美容専門課程美容科夜間部の修業年限を2年4月から2年に変更
  - (2) 美容専門課程美容研究科の名称を美容ファッション科に変更
  - (3) 入学資格の変更
  - (4) 校納金の変更
- 10 この学則は、平成12年3月10日から施行する。
- (1) 美容専門課程美容科の修了者に専門士の称号付与
- 11 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- (1) 美容専門課程の美容科夜間部を設置
- 12 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- (1) 美容専門課程美容科と美容一般課程美容科及び美容通信科の定員の変更
  - (2) 校納金の変更
  - (3) 美容専門課程美容ファッション科の廃止
- 13 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- (1) 美容専門課程美容科昼間部の定員を変更
- 14 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- (1) 校名の変更
  - (2) ファッション専門課程の設置
  - (3) 学科の新設、名称変更
  - (4) 美容専門課程美容科昼間部の定員変更
  - (5) 美容通信科の面接授業の変更
  - (6) 美容通信科の入学時期の追加
  - (7) 美容科昼間部、夜間部、及び美容通信科の単位換算時間の変更
  - (8) 授業時数の変更
- 15 この学則は、平成22年11月29日から施行する。
- (1) 専門士の称号を付与する学科の追加及び変更
- 16 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- (1) ファッション専門課程ファッション学科の名称をファッション科に変更
- 17 この学則は、平成23年12月22日から施行する。
- (1) 専門士の称号を付与する学科の名称の変更
  - (2) 専門士の称号の付与に関する文言の変更
- 18 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- (1) 始業及び終業の時刻の変更
- (2) 入学金の納入期限の変更
- (3) 転入学についての文言の変更
- (4) 校納金の変更
- (5) 休学中の在籍料納入についての文言の追加
- (6) 除籍の条件追加と条文の変更

19 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

但し、第5条の改定規定は、平成26年度の入学者から適用する。

- (1) トップスタイリスト科（修業年限3年）の廃止と、トップスタイリスト科（修業年限2年）およびトップスタイリスト専攻科（修業年限1年）の新設
- (2) 美容科（昼間部）の定員変更
- (3) メイクアップ科およびエステティック科の廃止と、メイク・エステ科の新設
- (4) ファッション科の定員変更と、ファッションクリエイター科（修業年限3年）の新設

20 この学則は、平成27年2月19日から施行する。

- (1) 専門士の称号を付与する学科の追加及び変更

21 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

但し、第5条の改定規定は、平成27年度の入学生から適用する。

- (1) 校名の変更
- (2) メイク・エステ科の定員変更
- (3) 別科の課程名の文言削除

22 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

但し、第8条の改定規定は、平成27年度の入学生から適用する。

- (1) メイク・エステ科、ファッション科、ファッションクリエイター科の卒業までに履修させる授業時数の変更

23 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

但し、第8条の改定規定は、平成28年度の入学生から適用する。

- (1) 美容科昼間部、美容科夜間部、トップスタイリスト科、トップスタイリスト専攻科、メイク・エステ科、ファッション科、ファッションクリエイター科の授業科目と卒業までに履修させる授業時数の変更

24 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

但し、第6条、第8条、第26条の改定規定は、平成29年度の入学生から適用する。

- (1) 別科 美容通信科に関しての変更
  - ①名称を美容別科に変更
  - ②面接授業の方法の変更
  - ③校納金の変更

- (2) 別科 メイクアップ専科の廃止
- (3) 卒業までに履修させる授業時数の変更
- (4) 専門士の称号を付与する学科のうち廃止学科の文言削除

25 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- (1) 商業実務専門課程の設置
- (2) メイクアップ専門課程メイク・エステ科の名称をメイクアップ科に変更
- (3) 別科 美容別科の名称をワーク&スタディ科に変更

但し、メイクアップ科の名称変更については、平成30年度の入学生から適用する。

26 この学則は、平成30年7月20日から施行する。

- (1) グローバルビジネス科の長期休業期間の設定

27 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- (1) 各学科の定員変更
- (2) 教員数の変更
- (3) 専門士の称号を付与する学科の追加
- (4) 専門士の称号を付与する課程名の文言の変更

28 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

但し、第20条の改定規定については令和2年2月29日から、第8条の卒業までに履修させる授業時数の変更については令和2年度の入学生から適用する。

- (1) 美容専門課程美容科夜間部の廃止
- (2) 学期、休業日の変更
- (3) 始業終業、授業時数の1単位時間の変更
- (4) 卒業までに履修させる授業時数の変更
- (5) 専門士の称号を付与する学科名の変更

29 この学則は、令和3年2月24日から施行する。

- (1) 美容一般課程の廃止
- (2) 美容専門課程美容科(夜間部)の専門士の称号付与の廃止

30 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- (1) 美容科、トップスタイリスト科、トップスタイリスト専攻科、グローバルビジネス科の定員変更

31 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- (1) グローバルビジネス科の定員変更
- (2) 美容科、トップスタイリスト科、トップスタイリスト専攻科、メイクアップ科、ファッション科、ファッションクリエイター科の始業及び終業の時間の変更

32 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

- (1) 商業実務専門課程の廃止、それに伴う目的その他の変更
- (2) 別科ワーク&スタディ科の名称変更
- (3) 休業日の変更